

SAGA2024国スポ 江北町ボランティア募集要項

(施行) 令和5年4月27日

1 目的

この要項は、「SAGA2024 国スポ江北町町民協働基本計画」に基づき、当町で開催するSAGA2024 国民スポーツ大会正式競技及びデモンストラーションスポーツ（以下「国スポ」という。）において、町民一丸となって大会を盛り上げていくことにより、大会開催の意義を広め、町民誰もが活躍する大会とするため、大会の競技運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

募集主体は、SAGA2024 江北町実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 ボランティアの名称

SAGA2024 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会期中における佐賀県内の一体的なボランティア運営に資するため、当町の大会の競技運営及び広報に携わるボランティアの名称を Sagantier！（以下「サガンティア」という。）とする。

4 活動内容

サガンティアの主な活動内容は、次に掲げるものによる。

区分	主な活動内容	
競技運営	会場受付	競技会場での受付、資料配布
	案内	競技会場内外での案内、情報提供
	おもてなし	ドリンクサービス等のおもてなし
	弁当配布	弁当の配布、回収
	設営整理	競技会場での会場準備、来場者の誘導、駐車場整理の補助
	環境美化	競技会場内外での美化、清掃活動
	競技補助	競技役員の補助
	その他	その他競技会運営に関する活動
広報	PR	会場におけるPR活動
	広報・記録	イベント会場及び競技会場での写真・映像の撮影記録

5 募集期間

サガンティアの募集期間は、令和5年度から募集人数に達するまでとする。ただし、実行委員会は必要に応じて適宜変更できるものとする。

6 募集人数

サガンティアの募集人数は、これを別に定める。

7 応募要件

応募ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、活動日に参加が可能な者とする。ただし、応募時点で18歳未満の者の申込みにあつては、保護者の同意を得た者とする。なお、江北町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号から第4号までに掲げる者(以下「暴力団等」という。)は、応募できない。

- (1) 2024年4月1日時点で12歳以上になる者
- (2) 町内に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に実行委員会が必要と認める個人及び団体

8 募集方法

サガンティアの募集にあつては、江北町が運営するホームページ、Facebook及び広報紙を活用する。また、募集案内や申込書を実行委員会、江北町内の施設で配布するほか、関係機関及び関係団体の協力のもとに広く周知を行う。

9 登録申込方法

サガンティアに応募する者(以下「応募者」という。)は、登録申込書(様式第1号)に必要な事項を記載の上、実行委員会まで持参又は郵送若しくは電子メールにより申込みものとする。

10 登録・抹消

実行委員会は、第6項に定める募集人数を限度として、応募要件を満たした応募者をサガンティアとして登録するものとし、登録にあつては応募者へ通知するものとする。ただし、実行委員会は、次の場合にあつては登録を取消することができる。

- (1) 申込者本人又は団体から申し出があつた場合
- (2) 国スポのイメージを損なう行為があつた場合
- (3) 実行委員会が運営に支障があると判断した場合
- (4) 申込者本人又は団体が暴力団等であることが判明した場合

11 活動期間

サガンティアの活動期間は、登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始(研修会等を含む)は、2024年4月1日以降とする。

12 活動内容の決定

実行委員会が別に実施する希望調査を参考に必要人員を勘案して決定するものとする。この場合にあつて、応募者の希望に沿えない場合があつても、実行委員会はその責を負わない。

13 研修

実行委員会は、サガンティアに対し、国スポに関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修を実施する。

14 報酬及び交通費

活動及び研修への参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

15 活動時の服飾及び食事

活動時にサガンティアとして識別できる服飾及び食事については、必要に応じて実行委員会が支給する。

16 保険

サガンティアの活動にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入するものとする。ただし、サガンティアの活動以外における事故及び傷害については、実行委員会はその責を負わない。

17 個人情報の取扱い

応募者及びサガンティアの個人情報について、実行委員会は大会の準備及び運営のためにのみ使用するものとし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に保護するものとする。

18 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。